

郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第14号

郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類)</p> <p>第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇</u>とする。</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p>第13条の4 <u>子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、一の年度ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</u></p> <p><u>(1) 1日につき2時間を超えない範囲内</u></p> <p><u>(2) 一の年度において市長が規則で定める時間を超えない範囲内</u></p> <p><u>3 前項の規定による申出をした職員は、市長が規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u></p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇<u>及び介護時間</u>とする。</p>

4 前2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

5 子育て部分休暇については、郡山市職員の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。

（療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認）  
第14条 療養休暇、特別休暇（市長が規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、市長が規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）  
第14条 療養休暇、特別休暇（市長が規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、市長が規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の減額） 第19条 （略） 2 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一</p>	<p>（給与の減額） 第19条 （略） 2 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>又は介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の</p>

部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年郡山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。） 、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） 、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） 、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） 、介護時間（当該職員が要介護者</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。） 、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） 、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） 、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） 又は介護時間（当該職員が要介護</p>

の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 郡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（第1号部分休業の承認）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u>、勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第13条の4第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間、育児休</p>	<p>（第1号部分休業の承認）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u>又は勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児</p>

業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）又は第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護をするための時間又は当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

4 第1号子育て部分休暇の承認を得て勤務しない職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 （略）

2 勤務時間条例第13条の4第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分（第2号子育て部分休暇を与えられている職員にあつては、1年につき77時間30分から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間（第2号子育て部分休暇を与えられている非常勤職員にあつては、1年につき当該時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を

休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 （略）

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

受けて勤務しない時間を減じた時間)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。